

令和2年第2回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和2年6月1日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 6月1日 午前10時00分
4. 応招議員 14名

| | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 西 沢 悦 子 君 | 8 番議員 | 玉 川 清 史 君 |
| 2 〃 | 小宮山 定彦 君 | 9 〃 | 滝 沢 幸 映 君 |
| 3 〃 | 山 城 峻 一 君 | 10 〃 | 朝 倉 国 勝 君 |
| 4 〃 | 祢 津 明 子 君 | 11 〃 | 吉 川 まゆみ 君 |
| 5 〃 | 中 島 新 一 君 | 13 〃 | 中 嶋 登 君 |
| 7 〃 | 栗 田 隆 君 | 14 〃 | 大 森 茂 彦 君 |
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 12名
7. 欠席議員 2名

| | | | |
|-------|----------|--------|---------|
| 6 番議員 | 大日向 進也 君 | 12 番議員 | 塩野入 猛 君 |
|-------|----------|--------|---------|
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

| | | |
|-----------------|-----|-------|
| 町 長 | 山 村 | 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 崎 | 義 也 君 |
| 教 育 長 | 清 水 | 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 池 上 | 浩 君 |
| 総 務 課 長 | 柳 澤 | 博 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 臼 井 | 洋 一 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 関 | 貞 巳 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 伊 達 | 博 巳 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹 内 | 祐 一 君 |
| 建 設 課 長 | 大 井 | 裕 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 堀 内 | 弘 達 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 長 崎 | 麻 子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 柳 澤 | 英 明 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬 下 | 幸 二 君 |
| 総 務 係 長 | | |
| 総 務 課 長 補 佐 | 細 田 | 美 香 君 |
| 財 政 係 長 | | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 宮 下 | 佑 耶 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 竹 内 | 優 子 君 |
| 子 ども 支 援 室 長 | 鳴 海 | 聡 子 君 |
9. 職務のため出席した者

| | | |
|-------------|-----|-------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 村 | 一 朗 君 |
| 議 会 書 記 | 宮 崎 | あかね 君 |

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 報告第 1 号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 6 議案第 2 5 号 坂城町教育委員会教育長の任命について
- 第 7 議案第 2 6 号 坂城町手数料条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 2 7 号 令和 2 年度坂城町一般会計補正予算（第 4 号）について
- 第 9 議案第 2 8 号 令和 2 年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）に
いて

11. 本日の会議に付した事件

10. 議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（西沢さん） おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和 2 年第 2 回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前に、6 番 大日向進也君、12 番 塩野入 猛君から欠席の届出がなされております。

また、会議に入る前にカメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

直ちに、本日の会議を開きます。

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により、出席を求めた者は理事者をはじめ各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第 1 「会議録署名議員の指名」

議長（西沢さん） 会議規則第 127 条の規定により、9 番 滝沢幸映君、10 番 朝倉国勝君、11 番 吉川まゆみさんを会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第 2 「会期の決定について」

議長（西沢さん） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 12 日までの 12 日間といたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（西沢さん） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月12日までの12日間とすることに決定いたしました。

一般質問の通告は、明日2日の午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会で決定したとおりであります。

なお、今議会の一般質問の開議時刻は、議会運営委員会の決定により午前9時といたします。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（西沢さん） 町長から招集挨拶があります。

町長（山村君） おはようございます。本日ここに、令和2年第2回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご出席をいただき開会できますことを心からお礼を申し上げます。

さて、5月26日、当町小網地区において、3人が死亡する大変痛ましい事件が発生いたしました。被害を受けられた方のご冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、警察等の関係機関には本事件の検証をしっかりと行っていただき、安心安全な町の確保を強く望むところでございます。

さて、昨年12月、中国武漢市に端を発した新型コロナウイルス感染症は、現在も世界中で猛威を振るっています。

日本国内でも3月下旬以降、都市部を中心に感染者が急増し、さらなる感染拡大が懸念されたことから、4月7日、政府対策本部は、東京都や大阪府など7都府県に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」を発令いたしました。

しかし、その後も都市部から地方への感染波及が見られたことから、緊急事態宣言の対象地域は4月16日に全都道府県に拡大され、5月6日を期限に外出の自粛や都道府県をまたぐ移動の自粛、一部事業者への休業要請など、全国一丸となった感染拡大防止の取り組みが行われました。

5月4日には、緊急事態宣言を5月31日まで延長することが決定されましたが、これまでの取り組みの成果により新規感染者数は徐々に少なくなり、5月14日に長野県を含む39県、25日には全都道府県の緊急事態宣言が解除されました。

また、当町を含む長野圏域については、県が独自に設定する感染警戒レベルにおいて、3段階のうち、感染リスクが高まっているレベル2として「新型コロナウイルス警戒宣言」が発令されていましたが、5月27日にレベル1に引き下げられ、警戒宣言が解除されたところであります。

町でもこれまで、感染動向を注視しながら体制を強化して対応を図っており、1月以降2回の庁内対策会議の後、任意の対策本部会議を4回開催、緊急事態宣言の発令があった4月7日には法律の規定による対策本部を立ち上げて、以降これまでに6回の本部会議を招集し、国や県の動向を踏まえ、町の対応方針を協議してまいりました。

特に、緊急事態宣言の発令や解除、県による長野圏域への警戒宣言発令時など、節目節目では、

対策本部長である私が、防災行政無線や上田ケーブルビジョンを通しまして、町民の皆様にご感染防止の取り組みを直接呼びかけてまいりました。

併せて、小中学校や保育園・児童館の対応、公共施設の貸出しや利用の状況等、必要な情報は随時ホームページを更新し、迅速な情報発信に努めたところであります。

全国の緊急事態宣言の解除により、法に基づく町の対策本部は廃止となりましたが、今後も長期にわたる対応が必要なことから、町では引き続き任意の対策本部を設置し、必要な対策を講じてまいります。

小中学校の対応としては、3月の臨時休業後、4月4日に入学式を実施、3日ほど学校生活を送りましたが、国、県の方針を受け4月10日から24日まで臨時休業することとし、その後、全都道府県に「緊急事態宣言」が出されたことに伴い、休業期間を5月6日まで延長、さらに県内での感染動向が引き続き警戒を要する状況から、5月24日まで休業期間を延長したところでございます。

その間、学習面ではプリント等の課題のほか、インターネットを活用した学習支援として文部科学省、県教育委員会のホームページ等の紹介、個別学習支援システムの活用を図り、坂城中学校では3年生を対象にオンライン授業の取り組みも行いました。

なお、家庭でのインターネット環境の構築が困難な際の対応として、小中学校体育館へWi-Fiルーターの設置及びパソコンの整備を行ったところであります。

生活面に関しましては、週2回の健康観察を継続するほか、長期化する休業期間中、生活のリズムを整える目的で、全戸に配付してあります防災行政無線を活用し、午前9時から午後1時まで計4回チャイムを鳴らし、規則正しい生活が送れるよう促してまいりました。

緊急事態宣言解除後は、段階的に分散登校等によるオリエンテーション、身体測定等学校再開の準備を行い、5月25日から全児童生徒が登校を開始したところでございますが、感染防止対策を徹底し、学校生活を継続できるよう努めてまいりたいと考えております。

緊急事態宣言は解除されたとはいえ、感染のリスクがなくなったわけではなく、有効なワクチンがない中、しばらくはウイルスと共存をしていかなければなりませんので、今後におきましても、私たち自身が日常のこととして適切な感染防止対策に取り組んでいく必要があることを、引き続き町民の皆様にご呼びかけるとともに、迅速な情報提供に努めてまいります。

また、これら取り組みにより感染の第2波、第3波に備える一方、社会経済活動も徐々に取り戻していかなければなりません。新型コロナウイルス感染症は、私たちの生活はもとより、教育、文化・芸術、スポーツ、企業経営など、あらゆる社会活動、経済活動を停滞させ、甚大な影響をもたらしています。こうした状況に鑑み、町としてもこれまで数度にわたり補正予算の専決処分をし、必要な対策を速やかに進めてまいりました。

まず、新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな影響を受けている町内事業所の経営活

動と事業継続などを支えるため、新たな融資制度や補助制度等の支援策を講じました。

4月に創設した「経営安定特別資金」では、小規模事業者等の資金繰りを支えるため、運転資金の貸付限度額を500万円とし、貸付後5年以内は金利負担がゼロで、保証料も全額補給する制度ですが、5月25日現在、約2億5千万円、65件の申込みがありました。

また、本日6月1日からは、町独自で創設しました小規模事業者の経営安定を図る「持続化応援支援金」やテイクアウト・デリバリーなどの新たなサービスを始める飲食事業者を支援する「新サービス創出応援補助金」の受付を開始し、また、町内店舗を巡るスタンプラリーにより、地域の消費喚起を促す「消費回復応援事業」などを商工会と連携して実施してまいります。

先日、5月25日、3回に分けて事業所向けの制度説明会を開催しましたが、今後もさらに、国や県の補助・助成制度などの情報収集も行う中で、事業者の皆様への情報提供や相談、申請等の支援を行うとともに、商工会や金融機関などと連携を図り、一刻も早い経営回復、企業活動の再開に向けた支援を行ってまいりたいと考えております。

さて、特別定額給付金につきましては、オンラインによる申請を5月1日から受け付け、また、世帯員などを印字した申請書を5月20日に発送し、必要書類を添付して返信いただいております。併せて、やむを得ず、郵送ができない方などの受付窓口を文化センターに設けて対応を図り、順次、支給手続を進めております。

また、子育て世帯や子ども達への支援につきましては、特例給付を除く児童手当受給者に対し、対象児童1人当たり1万円を支給する「子育て世帯への臨時特別給付金」について、既に公務員を除く対象者に支給のお知らせをし、6月中旬の児童手当に合わせて支給をしてまいります。

併せて、町独自の支援として、国で行う「子育て世帯への臨時特別給付金」対象外の18歳未満の児童がいる世帯への支援や、18歳未満の児童のいるひとり親への坂城商品券の給付ですが、これらは、5月20日以降通知書を発送し、申請手続を経て、6月中旬から順次給付をしていく予定としております。

また、18歳未満の子ども達全員に、図書カードの配付を5月19日から順次対象者へ発送したところでございます。

さらに、経済的理由により就学が困難な場合の「準要保護児童生徒援助費支給事業」の支給対象者に対し、特別支援費の上乗せ給付を、また、坂城町奨学金の給与対象者に対して「特別応援奨学金」として上乗せ給与を行い、児童、生徒、学生が安心して就学できるような取り組みを加えて支援しています。

さて、経済情勢であります。全世界に広がる新型コロナウイルスによる不況は、リーマンショックより深刻とも言われており、日本総研によりますと、アメリカでは、個人消費、設備投資、輸出が大きく落ち込み、1～3月期の実質GDPは前期比年率マイナス4.8%と11年ぶりの大幅なマイナス成長に、ヨーロッパにおいても、景気が急速に下振れし、1～3月期の実質GDP

Pは前期比年率マイナス14.4%と、その度合いは大変厳しいものとなっております。

また、中国においても、経済活動が縮小し、1～3月期の実質GDP成長率は前年同期比マイナス6.8%と大幅に下落し、世界的な経済不況に陥っています。

次に、国内の状況であります。内閣府による4月の「月例経済報告」では、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、急速に悪化しており、極めて厳しい状況にある。」とし、先行きについては、「感染症の影響による極めて厳しい状況が続くと見込まれる。また、感染症が内外経済をさらに下振れさせるリスクに十分注意する必要がある。金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」としております。

また、日銀松本支店が5月に発表した長野県の「金融経済動向」によりますと、設備投資、住宅投資、個人消費などの個別観測から、「生産は弱めの動きが広がっている。雇用・所得については、弱めの動きとなっている。」とし、「総論として、長野県経済は、新型コロナウイルス感染症の影響などから厳しさを増している。」としております。

当町におきましては、4月に実施いたしました町内の主な製造業20社の1～3月期経営状況調査の結果では、生産量は、3か月前の比較でプラスとした企業は8社、マイナス9社、変わらない2社であります。3か月後の生産量見込みでは、プラス2社、マイナス14社、変わらない2社と、大変厳しい局面への移行となっております。

雇用については、1～3月の実績が、総計でプラス15人と、前回調査からは減少し、来春の雇用は、1社が減、4社が未定とし、その他の企業が増員または減員分の補充を予定し、全体では30人の増員予定となっております。

新型コロナウイルス感染症による不況は、全世界を挙げて取り組みを進めていかなければ打開できないものと思われませんが、国、県、町それぞれが各種施策展開を図り、この深刻な状況を何とか好転に向かうよう取り組んでいく必要があると考えております。

さて、令和元年東日本台風の災害復旧につきましては、鼠橋運動公園及び坂城町運動公園、これ上五明ですね、の復旧工事が、両工区とも4月から皆様にご利用できるよう完了させたところではありますが、オープンして間もなく新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、利用を中止させていただくことになりました。

5月中旬より再開としていますが、感染防止策の徹底をしてお使いいただくといった条件付でのご利用をお願いしているところでございます。

また、昭和橋につきましては、千曲川の濁流により国道側から3番目の橋脚周囲の土砂が流出し、さらに洗掘するおそれがありましたが、294個の大型ブロックを橋脚周囲へ設置し復旧事業が完了いたしました。

また、農業用施設、農業機械の復旧、再建につきましては、春先からの営農再開に向け、被害に遭われた農家の皆様に改修や修理などの復旧作業を進めていただきましたので、今後、作業を

完了された方から申請をいただき、補助金交付を行ってまいります。

一方、農地災害復旧事業につきましては、上五明の下河原、東河原地区及び四ツ屋の四反田地区の災害復旧工事が4月末に全て完了し、水田における稲作の作付けのほか、畑においても順次耕作いただいております。

また、坂城大橋上流右岸側にありましたポンプ操法訓練場につきましては、千曲川増水のため壊滅的な被害を受けたところではありますが、国土交通省千曲川河川事務所のご理解をいただき、浸水被害の比較的少ない鼠橋運動公園に移設が完了いたしました。

今年度は、消防ポンプ操法大会自体が中止となりましたが、各分団が円滑に訓練できるようアスファルト舗装レーンと並行してクレー舗装レーンも設置したところであり、有事の際に対応した操法技術等の向上が期待されるところであります。

また、5月18日、災害時における物資供給の協力に関する協定を町と町内企業にて締結し、災害が発生した際に、避難所等で使用できる仕切りと段ボールベッドを供給いただける体制も整いました。

大人数が集まることが想定される避難所であってもプライバシーを守ることのできる間仕切りや避難時の疲労を軽減できるベッドは、特に新型コロナウイルスなどの感染症の飛沫感染防止にも役立つことから、一定量の備蓄を行い、災害時等の安心・安全の向上を図ってまいりたいと考えているところであります。

さて続きまして、感染症対策とともに新年度に入り取り組みを進めている主な事業についてでございます。

令和3年度からの10か年のまちづくり全般の最上位計画である第6次長期総合計画に関しまして、昨年度、現在の第5次計画の事業検証を行い、総合計画審議会の開催及び町民の皆様へのアンケート調査を実施いたしました。

今年度は、これらの検証結果も踏まえ計画の素案づくりを行い、総合計画審議会の審議を経て基本構想及び基本計画の答申をいただく中で策定作業を進め、年度末に公表してまいりたいと考えております。

また、長期総合計画同様、今年度最終年度を迎えます「まち・ひと・しごと創生総合戦略」につきましても、現在、内部での検証作業を進めており、今後、外部有識者による検証委員会、策定懇話会等の中で今期の検証を行うとともに、長期総合計画との整合を図りながら、策定作業を進めてまいります。

また、令和3年度からの10年間の公共施設の具体的な整備計画となる「公共施設個別施設計画」につきましては、町の主要な公共施設整備の基本構想である「公共施設ランドデザイン」における整備の方針を踏まえ策定作業を進めております。

策定に当たりましては、専門的な見地から長野大学にご協力いただくほか、策定委員会などに

より、住民の皆様のご意見をお聞きする中で、より効果的な公共施設の管理運営に向けた計画を策定してまいりたいと考えております。

また、スマートタウン構想事業の新たな取り組みとして進めている村上小学校蓄電設備の整備につきましては、平時のCO₂削減による地球温暖化対策と停電時等の電力供給を併せて実現できることに加え、有事の際の避難所としての機能を高める有効な事業として、現在設計業務の発注準備を進めております。

また、新工業団地の造成事業及びA09号線道路改良事業につきましては、5月17日に坂城テクノセンターにおきまして2回目となる事業説明会を、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を施す中で、3回に分けて開催いたしました。

今後、地権者の皆様個々にご協力をお願いしていくこととなりますが、町のさらなる発展のため、また、企業要望にいち早く応えられるよう、令和4年度の工業団地分譲開始と町道A09号線開通を目指して進めてまいりたいと考えております。

また、信州さかきふるさと寄附金につきましては、全国の皆様から町の特産品に魅力を感じていただき、ご好評をいただく中で、昨年度は6,202件、1億4,857万2千円のご寄附をいただきました。

今後も、返礼品提供事業者の皆様と連携を取りながら、ふるさと寄附を通じ、さらに町の魅力を全国のより多くの方々に発信し、町をPRしてまいりたいと考えております。

また、「松くい虫被害防止対策」では、引き続き松枯れ被害が広がっていることから、伐倒駆除を中心に、空中散布、枯損木処理、樹幹注入、松の植樹など総合的な防除対策を講じてまいります。

空中散布につきましては、4月16日に住民説明会を行い、住民の健康に対する配慮を図る中で、今月24日に有人ヘリによる散布を予定しており、有人ヘリでは散布できない人家に近い箇所につきましては、同日と7月15日の2回、無人ヘリコプターによる薬剤散布を実施してまいります。

一方、福祉分野におきましては、町内の地域密着型特別養護老人ホームで進められていました9床の増床工事が完了し、本日6月1日から事業が開始されました。今後の介護ニーズに対応していただけるものと期待をしております。

先般、令和元年度の国保加入者1人当たり医療費の速報値が発表され、当町の1人当たり医療費は40万2,456円で、平成30年度より約10.3%の大幅な増となり、これにより、高い方から34位まで改善した順位も10位となりました。医療費の動向は今後の県への納付金にも影響してまいりますので、医療費の分析を行うとともに、引き続き健診等の受診勧奨に努めてまいります。

また、町道A01号線道路改良事業酒玉工区の若草橋周辺は、長期間の交通規制を行い、橋の

架け替え工事を実施してまいりましたが、橋梁本体が3月末に完成いたしました。今年度は引き続き、橋の南北の道路改良工事を実施し、より安心安全にご利用いただける道路の完成を目指してまいります。

また、坂城インター先線事業につきましては、用地買収が本年4月の時点で約96%完了し、現在は、しなの鉄道をまたぐ跨線橋工事や、今年度末の工事完了を目指して国道からしなの鉄道までの道路本線の盛土工事に着手したとのことで、順次整備が進められております。

また、公共下水道事業の整備につきましては、昨年度、主に新地地区の工事を進め、本年3月末の整備面積は約87%となりました。

令和2年度は、引き続き新地・鼠地区の管渠工事を進め、加えて、中之条地区及び村上地区の居住地域で未整備区間の工事を実施してまいります。

また、源泉を汲み上げるポンプの故障により、5月24日夕方から臨時休館としておりました「びんぐし湯さん館」につきましては、ポンプの交換工事が完了し、本日から営業を再開いたします。休館中にご迷惑をおかけいたしました。引き続きのご利用をお願い申し上げます。

続きまして、6月補正予算の主な内容について申し上げます。

国からの社会資本整備総合交付金の増額を受け、さきに申し上げましたA01号線の道路改良工事費のほか、昭和橋、鼠橋などの橋梁修繕工事の増額を計上いたしました。

地域住民が主体となって実施する「県地域発元気づくり支援金事業」が採択となりました。農道2路線、林道「網掛線」、「大久保線」の計4路線について原材料支給、重機手配などの支援をしてまいります。

以上、新型コロナウイルス対策、令和2年度の主な事業の進捗状況並びに6月補正予算の概略について申し上げます。

今議会に審議をお願いする案件は、専決報告が19件、人事案件が1件、条例の一部改正が1件、一般会計及び特別会計補正予算2件の計23件でございます。

なお、現在の経済情勢悪化を踏まえ、私を含む特別職の給料減額を検討しており、本議会最終日に条例案をご審議いただきたく準備を進めておりますので、併せてご審議を賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

◎日程第4「諸報告」

議長（西沢さん） 町長から地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和元年度坂城町一般会計予算及び令和元年度坂城町下水道事業特別会計予算に係る繰越明許費繰越計算書の報告がありました。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、坂城町土地開発公社から、令和2年3月31日現在の経営状況報告書の提出がありました。

また、監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。それぞれ、お手元に配付のとおりであります。

議長（西沢さん） 日程第5「報告第1号 町長の専決処分事項の報告について」から、日程第6「議案第25号 坂城町教育委員会教育長の任命について」を議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に報告を朗読させます。

(議会議務局長朗読)

議長（西沢さん） 朗読が終わりました。

ここでテープ交換のため、10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時44分～再開 午前10時54分)

議長（西沢さん） 再開いたします。

引き続き、提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、専決第1号から第19号並びに議案第25号の説明を申し上げます。

まず、専決第1号「和解及び損害賠償額の決定について」ご説明申し上げます。

本件は、令和2年1月30日に訪問業務のため路上に公用車を駐車したところ、サイドブレーキをかけたことを確認しなかったことにより車両が動き出し、訪問先の向かいにある住宅倉庫の外壁に接触し損傷させたことについて、相手方への損害賠償を支払うことで示談成立の合意を得ましたので、専決処分をいたしましたものであります。

専決第2号「坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本件は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正により、本条例の所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容につきましては、損害補償の算定の基礎となる額である補償基礎額の改定及び法定利率を改正したものであります。

次に、専決第3号「和解及び損害賠償額の決定について」ご説明申し上げます。

本件は、令和2年2月3日に業務のため大字坂城の国道を走行中、車両左側の店舗駐車場から国道に進入してきた車両と接触し損傷させたことについて、相手方へ損害賠償を支払うことで示談成立の合意を得ましたので、専決処分をいたしましたものであります。

次に、専決第4号「坂城町税条例等の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本件は、国の税制改正により地方税法及び関係法令等が改正され、3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、本条例の一部を改正したものであります。

主な改正内容といたしましては、個人住民税に関しまして、全てのひとり親家庭に対して公平

な税制を実現するため、令和3年度課税から婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する単身者について同一の所得控除を適用することとし、男性の寡夫に適用されていた所得要件について、女性の寡婦にも同様の所得要件を設けることといたしました。

また、個人住民税の非課税対象に、前年の合計所得金額が135万円以下の扶養する子を有し婚姻をしていない者を追加する改正をいたしましたものであります。

次に、たばこ税に関しましては、令和2年10月1日から、1本当たりの重量が1グラム未満の軽量な葉巻たばこの課税方式について、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本として換算する方式に改め、急激な負担を避けるため、令和2年10月1日から令和3年9月30日の間は、0.7グラム未満の葉巻たばこについて、紙巻たばこ0.7本とみなして換算する経過措置を講じた上で、段階的に引き上げる改正であります。

また、固定資産税に関しましては、所有者不明土地などに係る固定資産税の課税について、令和2年4月1日以降、登記簿上の所有者が死亡し、相続人による登記がされるまでの間、現に所有している者に対し、固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告させることができることとし、さらに令和3年度分の課税から、調査を尽くしてもなお所有者が明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、課税することができることといたしましたものであります。

また、償却資産の課税標準の特例措置について、水力発電5千キロワット以上の再生可能エネルギー発電設備に係る特例基準の見直しに伴い、特例率を12分の7とする見直しを行った上で、適用期限を令和4年3月31日まで延長する改正をいたしましたものであります。

続きまして、専決第5号「坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本件は、国の税制改正により地方税法及び関係法令等が改正され、3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、本条例の一部を改正したものであります。

改正内容といたしましては、国民健康保険税の医療給付費分である基礎課税額に係る課税限度額を63万円に、介護納付金に係る課税限度額を17万円に引き上げる改正をいたしましたものであります。

また、前年の所得額が一定の所得基準以下の世帯につきましては、所得額に応じて均等割額及び平等割額の7割・5割・2割を軽減する負担軽減措置を行っておりますが、軽減判定所得の算定に用いる被保険者の数に乗すべき金額を、5割軽減は28万5千円に、2割軽減は52万円にそれぞれ引き上げ、負担軽減措置の対象世帯を拡大する改正をいたしましたものであります。

次に、専決第6号「坂城町介護保険条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本件は、3月30日に介護保険法施行令が改正・公布されたことに伴い、本条例の一部を改正したものであります。

内容といたしましては、所得に応じ1段階に区分して定めている第1号被保険者の介護保険料のうち、所得の低い方に対する介護保険料の軽減強化を図るため、住民税非課税世帯に該当する第1段階から第3段階の保険料について減額賦課するものであります。

今回の保険料軽減は、昨年10月の消費税率改定による増収分を財源とし、令和元年度から実施しており、今年度はさらに軽減措置を拡充するもので、第1段階の保険料額を1万8,360円に、第2段階の保険料額を3万600円に、第3段階の保険料額を4万2,840円にそれぞれ減額するものであります。

次に、専決第7号「令和元年度坂城町一般会計補正予算（第12号）について」ご説明申し上げます。

本件は、特別交付税の確定や町民税の最終見込みにより、専決をいたしたものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,289万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を69億9,155万3千円といたしたものであります。

歳入の主な内容につきましては、個人町民税など町税全体で3,381万4千円、地方交付税1億1,666万円、地方特例交付金1,737万3千円、災害復旧事業債などの町債で2,180万円をそれぞれ増額し、財政調整基金などの基金繰入金8,563万7千円、災害復旧費国庫補助金などの国庫支出金7,535万7千円をそれぞれ減額いたしたものであります。

歳出の主なものにつきましては、びんぐし湯さん館施設整備等基金への積立金5千万円、工業振興施設等整備基金への積立金6,600万円、公園整備基金への積立金5千万円、文教施設等整備基金への積立金5千万円をそれぞれ増額し、介護保険特別会計への繰出金1,386万8千円、昭和橋、運動公園災害復旧工事などの災害復旧費4,120万6千円をそれぞれ減額したほか、各事業実績等により精算、調整をいたしたものであります。

次に、専決第8号「令和元年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,540万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を14億9,396万1千円としたものであります。

歳入の主な内容につきましては、国民健康保険税285万6千円を増額し、県支出金2,976万3千円、基金繰入金1,411万3千円を減額したものであります。

歳出の主な内容につきましては、保険給付費3,275万8千円、保健事業費171万5千円を減額したものであります。

次に、専決第9号「令和元年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について」ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ894万円を追加し、歳入歳出予算の総額を11億7,438万4千円といたしたものであります。

歳入の主な内容につきましては受益者負担金を39万5千円、下水道使用料及び手数料853万8千円を増額いたしましたものであります。

また、歳出の主な内容につきましては、一般管理費18万1千円、施設管理費73万5千円を減額し、公共下水道事業費985万7千円を増額いたしましたものであります。

また、繰越工事において、工事箇所が近接するため交通誘導員の増員配置を行い、地元及び通行者の安全確保を行う必要があり、工事費の増額が見込まれたため、繰越明許費を追加して計上するものであります。

次に、専決第10号「令和元年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,278万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を14億65万8千円といたしましたものであります。

歳入の主なものにつきましては、保険料233万9千円を増額し、国庫支出金701万3千円、支払基金交付金2,916万8千円、県支出金640万9千円、繰入金3,260万3千円をそれぞれ減額したものであります。

また、歳出の主なものにつきましては、基金積立金1,081万3千円、予備費2,817万7千円を増額し、保険給付費1億372万8千円を減額したものであります。

次に、専決第11号「令和元年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億2,118万9千円としたものであります。

歳入の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料48万4千円を増額し、歳出の主なものにつきましては、後期高齢者医療広域連合納付金48万3千円を増額したものであります。

次に、専決第12号「新型コロナウイルス感染症に係る坂城町商工業振興条例の特例に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

本件は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、経営環境が悪化する中小企業を支援するため、対象とする資金やあっせん条件等について、坂城町商工業振興条例の特例に関する条例を定めたものであります。

条例の内容としましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、利子補給の対象となる資金の拡充及びその利子補給率を定めたところであります。

続きまして、専決第13号「令和2年度坂城町一般会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本件は、新型コロナウイルス感染症に関する対応としまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,165万円を追加し、歳入歳出予算の総額を64億3,165万円といたしましたもの

であります。

歳入につきましては、財政調整基金からの繰入金4,165万円を増額し、歳出につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、厳しい経営環境にある中小企業等の資金繰りの支援を目的として特例として設けた経営安定特別資金制度に係る経費として、中小企業振興資金貸付預託金2千万円、保証料補給金1,800万円、利子補給金240万円を増額し、また、感染症対策におけるマスクや消毒剤等に要する経費として、保健衛生一般経費98万円などを増額したもので、急を要することから専決といたしましたものであります。

次に、専決第14号「坂城町税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本件は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策により地方税法及び関係法令等が改正され、4月30日にそれぞれ公布されたことに伴い、本条例の一部を改正したものであります。

主な改正内容は、町税の徴収猶予につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が大幅に減少した場合において、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期が到来する全ての町税について、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予ができる特例措置を設けるものであります。

固定資産税につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止措置等により、厳しい経営環境にある中小事業者等の令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上高が、前年の同期間との比較による減少率により、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準を2分の1またはゼロに軽減する特例措置を設けるものであります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、生産向上のため新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、取得額300万円以上の償却資産と合わせて取得した事業用家屋と構築物について適用対象に加え、さらに令和4年度までに延長するものであります。

次に、軽自動車税につきましては、軽自動車税環境性能割の税率を軽減する特例措置の適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とするものであります。

また、個人住民税につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止措置等による自粛要請等を踏まえてイベント等を中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した場合には、放棄した金額について、寄附金控除の対象とするものであります。

また、住宅ローン控除の控除期間を13年間とする特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響により、入居期限の令和2年12月31日より入居が遅れた場合でも、一定の適用要件を満たす場合は特例措置の対象とする改正をいたしましたものであります。

次に、専決第15号「令和2年度坂城町一般会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

本件は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により外出自粛等の制限を強いられている状況の中、町民への生活支援等を目的として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15億3,

500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を79億6,665万円といたしましたものであります。

歳入につきましては、国庫支出金15億2,230万円、財政調整基金からの繰入金1,270万円を増額し、歳出につきましては、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業に係る経費として、特別定額給付金給付事業15億310万円、子育て世帯臨時特別給付金給付事業1,920万円、また、子育て世帯等への町独自支援である子育て応援特別給付事業に係る経費として、子ども応援図書カード購入費430万円、子育て応援給付金等700万円などを増額したもので、急を要することから専決といたしましたものであります。

専決第16号「坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本件は、国民健康保険の被保険者のうち、給与等の支払いを受けている方について、新型コロナウイルス感染症に感染もしくは感染の疑いがあり、療養のため労務に服することができない場合に傷病手当金を支給するため、本条例の一部を改正したものであります。

改正内容といたしましては、支給対象者のほか、支給期間、支給額等について定めたもので、支給期間は、連続して4日以上仕事を休んだときに、4日目から最長1年6か月までとし、1日当たりの支給額は、直近3か月の給与収入から算出した日額の3分の2に相当する額を支給するものであります。

また、休業中であっても、事業主より給与の全部または一部の支給がある期間は、傷病手当金は減額調整をいたします。

なお、本件につきましては、手当の支給開始日が令和2年1月1日から本年9月30日の間である場合に適用されます。

次に、専決第17号「坂城町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本件は、長野県後期高齢者医療広域連合において、給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染または感染の疑いにより労務に就くことができなかった場合に、傷病手当金を支給する関係条例等が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正したものであります。

内容としましては、町において行う事務に傷病手当金支給の申請書の受付について追記をしたものであります。

次に、専決第18号「令和2年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億4,029万8千円としたものであります。

歳出の内容としましては、国民健康保険の被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染するなどして、療養のため労務に服することができない場合に、傷病手当金を支給する経費とし

て100万円の増額をしたもので、歳入につきましては、全額、県の特別交付金で措置されることから、県支出金を同額計上したものであります。

次に、専決第19号「令和2年度坂城町一般会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

本件は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、地域経済活動や住民生活支援を行うため、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,088万円を追加し、歳入歳出予算の総額を80億4,753万円といたしたものであります。

歳入につきましては、国庫支出金6,646万円9千円、財政調整基金からの繰入金1,441万円1千円を増額し、歳出につきましては、地域経済活動への支援として、農業対策資金利子助成金200万円、県との協調事業で実施する休業に係る企業等の特別支援事業負担金400万円、新サービス創出応援補助金600万円、小規模事業者等持続化支援金5千万円、町内経済活性化のための消費喚起施策として、消費回復応援事業業務委託料500万円、学生や児童生徒の就学等への支援として、奨学金、就学援助費等408万円、また、感染拡大防止のための地域等への防疫用品配付及び避難所等での感染拡大防止のための整備、学校等のオンライン環境整備として、保健衛生一般経費98万8千円、環境衛生一般経費102万8千円、消防施設一般経費196万8千円、防災行政無線管理事業140万円などを増額したもので、急を要することから専決といたしたものであります。

以上、専決処分事項についてご報告いたしました。

続きまして、議案第25号「坂城町教育委員会教育長の任命について」ご説明申し上げます。

本件につきましては、6月30日をもって清水守教育長の任期が満了となりますが、引き続き、見識が高く経験豊富で、地域の信望も厚い同氏を坂城町教育委員会教育長として再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

なお、任期は、令和2年7月1日から3年間であります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（西沢さん） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案調査のため10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時19分～再開 午前11時29分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

◎日程第5「報告第1号 町長の専決処分事項の報告について」

専決第1号「和解及び損害賠償額の決定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第2号「坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第3号「和解及び損害賠償額の決定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第4号「坂城町税条例等の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第5号「坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第6号「坂城町介護保険条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第7号「令和元年度坂城町一般会計補正予算（第12号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第8号「令和元年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第9号「令和元年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第10号「令和元年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第11号「令和元年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第12号「新型コロナウイルス感染症に係る坂城町商工業振興条例の特例に関する条例の制定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第13号「令和2年度坂城町一般会計補正予算（第1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第14号「坂城町税条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第15号「令和2年度坂城町一般会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第16号「坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」

議長（西沢さん） これより質疑に入ります。

14番（大森君） お尋ねします。

これは、給与等を受けている従業員の方ということであると思うんですが、まず、雇用している事業主の扱いはどういう扱いになるのか。それから、給与所得がないが、家族従業員と一緒にやっているというこの家族に対しての扱い、この2点についてどのような対応をされるのかお尋ねします。

福祉健康課長（伊達君） 国民健康保険条例の一部を改正する条例についてのご質問でございます。

事業主というお話でございましたけれども、基本的にここで規定する傷病手当金については、給与等の支払いを受けている方、いわゆる被用者という立場の方について適用するということになってございますので、事業主の方については適用にならないということでございます。

それと、家族でありますけれども、家族が従業員として、いわゆる雇用主である事業主から給与形態での支払いを受けているということが証明できて、その減収が証明できれば、この制度の対象になるということで制度のほうは設計をしております。

14番（大森君） これは、個人事業主の場合、特にコロナ関係の影響で入院されるということになれば即廃業という形になる可能性が強いわけですね。こういう方々に対する補償もきちっと考えていく必要があるんじゃないかというふうに思います。その点について、再度検討していただきたいということと、もう一つ、事業主の家族が従事しているという点についても、白色申告の場合はそれが不要ないわけですね。そういう点については対応されないという、だから青色申告じゃなきゃいけないということになるということでしょうか。

福祉健康課長（伊達君） 家族の関係でありますけれども、国からのQアンドAが出ておりまして、基本的には所得税法第28条第1項に規定する給与等の青色事業専従者ということで、その支払

いを受けている方については含まれるというふうに解釈をされております。

14番（大森君） コロナウイルスの影響で、全ての国民を見放さないと、こういうことを何度も何度も総理は言っていたわけです。こういう状況の中で、どうして白色申告の方は対応にならないのか、私は非常に不満であります。この点について、国に抗議を申し入れてもらいたいというふうに思います。

以上です。

議長（西沢さん） 要望でよろしいですか。答弁求めますか。（「町長の答弁」の声あり）

町長（山村君） ご案内のとおり国からは矢継ぎ早に、次々と施策出ておりますので、今担当課長説明申し上げましたとおり、現状でそうなっているということでもあります。全体的な救援策という意味では、これからもいろいろ検討しなきゃいけないと思っております。ただ、具体的にこの件について、今ここで何をしますというのはちょっと言いにくいかなというふうに思っております。検討するということだと思います。

以上です。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手多数により）承認」

専決第17号「坂城町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第18号「令和2年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第19号「令和2年度坂城町一般会計補正予算（第3号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

◎日程第6「議案第25号 坂城町教育委員会教育長の任命について」

議長（西沢さん） ここで暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時44分～再開 午前11時45分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）同意」

議長（西沢さん） ここで暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時45分～再開 午前11時46分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

ここで、清水守君から発言を求められておりますので、許可いたします。

教育長（清水君） 私のために貴重な時間をいただきましてありがとうございます。

ただいま皆様のご同意をいただき、引き続き教育長の職を務めさせていただくことになりました。1年間この職を務め、責務の重さを改めて痛感しつつ、身の引き締まる思いでございます。

さて、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が解除され、学校はどうか再開されましたが、長い休校による子ども達の学習の遅れや心身の健康状態、教育活動の大幅な変更、新しい学校生活への適応など、教育現場には様々な課題が山積しております。

また、今後の新型コロナウイルス感染症の発生拡大の懸念を抱え、保育園や児童館、生涯学習も含めた教育活動の不透明な先行きに不安を感じておりますが、事務局や学校、関係機関の皆様のお力添えをいただきながら、精いっぱい立ち向かっていく所存でございます。どうぞ、議員の皆様方のご指導、ご鞭撻を引き続き賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではありますが、就任に当たってのご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（西沢さん） 次に、日程第7「議案第26号 坂城町手数料条例の一部を改正する条例について」から日程第9「議案第28号 令和2年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」までの3件を一括議題とし、提案理由の説明まで行います。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（西沢さん） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、議案第26号から28号までご説明申し上げます。

まず、議案第26号「坂城町手数料条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律、通称デジタル手続法の一部改正により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号利用法ですが、これの一部が改正されたことに伴い、本条例について所要の改正をするものであります。

内容といたしますと、5月25日に個人番号の通知カードが廃止されたことに伴い、カードの再交付に要する費用としての手数料徴収が不要となったことから、この再交付手数料を削除するものであります。

次に、議案第27号「令和2年度坂城町一般会計補正予算（第4号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,375万4千円を増額し、歳入歳出

予算の総額を81億9,128万4千円とするものであります。

歳入の主な内容につきましては、社会資本整備総合交付金等の国庫支出金1,528万8千円、多面的機能支払交付金等の県支出金781万1千円、町道A01号線道路改良事業及び橋梁修繕事業等に係る町債8,480万円、財政調整基金等からの繰入金3,188万2千円をそれぞれ増額するものであります。

また、歳出の主な内容につきましては、農地の多面的機能の維持・増進を図る団体への支払交付金440万8千円、元気づくり支援金を活用した町道及び林道整備事業に係る原材料費等479万9千円、B. Iプラザさかき屋根改修工事費200万円、A01号線道路改良事業に係る工事費等3,550万円、昭和橋、鼠橋等橋梁修繕事業に係る工事費等7,400万円、大規模盛土造成地調査に係る委託費577万円、コミュニティ助成金を活用した分館等施設の備品購入費238万2千円、旧格致学校校舎改修工事250万円をそれぞれ増額するものであります。

議案第28号「令和2年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本件の主なものは、坂城インター先線の延伸工事に伴い、公共下水道管路施設の移設工事に係る歳出予算の組替えを行うものであります。

組替えの内容は、当初、坂城インター先線の公共下水道管路施設の移設工事を町の発注工事による施工としておりましたが、しなの鉄道との協議の中で、移設工事現場がしなの鉄道の県から受託している跨線橋工事と重なり、鉄道施設への影響が生じてしまうことから、工事委託として工事請負費から管渠工事委託料への組替えを行うものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（西沢さん） 提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日2日から6月7日までの6日間は議案調査等のため休会にいたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（西沢さん） 異議なしと認めます。

よって、明日2日から6月7日までの6日間は議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は、6月8日午前9時より会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（散会 午前11時55分）

